Ⅶ　計画の基本理念、施策体系

1　基本理念

『安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに育つまち』

長崎市第四次総合計画において、「安心して子どもを生み育て、子どもの健やかな育ちを図ります」を基本施策として、各種子育て支援に取り組んでいます。総合計画との整合性を保つため、この計画の基本理念を上記のとおり定めます。

2　施策の体系

【理念】	【施策分野】	【具体的施策】
安心して子どもを生み育て、子どもが健やかに育つまち	1　幼児期の教育・保育	(1)教育・保育施設等の量の拡大 (2)教育・保育施設等の質の向上
	2　地域の子ども・子育て支援	(1)地域子ども・子育て支援事業の充実
	3　ひとり親家庭への支援	(1)生活支援の充実 (2)経済的支援の充実 (3)就業支援の推進
	4　母と子の健康	(1)安全な妊娠・出産の確保 (2)子どもの健やかな発育・発達の促進
	5　子育ての不安感・負担感の軽減と仲間づくり	(1)子育てに関する情報・相談体制の充実 (2)子育てを通した仲間づくりの推進 (3)家庭の子育て力向上の支援
	6　児童虐待等の防止	(1)子どもを虐待・いじめ等から守る取組みの充実
	7　障害児への支援	(1)障害児支援の充実
	8　子どもの健全育成	(1)子どもが学び・体験・交流する場の充実 (2)子どもの安全対策の推進
	9　子育てと仕事の両立	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進 (2)子育てと仕事の両立のための基盤整備
	10　経済的支援	(1)経済的支援の実施

Ⅷ　教育・保育提供区域

事　業	区　域	理　　由
教育・保育施設	16	地理的条件や交通事情等を考慮して、一般的な移動手段により、子どもと保護者が居宅から移動が容易な範囲である中学校区を基本単位とし、１つ～３つの中学校区を併せて区域を設定する。
延長保育事業	16	保育所等における事業であるため、教育・保育施設に準じる。
一時預かり事業	16	保育所等における事業であるため、教育・保育施設に準じる。
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	16	子どもと保護者が身近な地域で利用できるように教育・保育施設に準じる。
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	16	子どもと保護者が希望した地域で利用できるように教育・保育施設に準じる。
病児・病後児保育事業	全市域	ニーズに応じ、中央地区と東西南北の各地区の配置を考慮して、現在６箇所配置しているが、今後も利用者のニーズを把握し、必要に応じて配置を検討するため全市域とする。
妊産婦健康診査事業	全市域	対象者が利用したい医療機関を市内全域から選択しているため全市域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	全市域	市内全域で出生する全乳児を対象にしており、居住する地域で実施するため全市域とする。
養育支援訪問事業	全市域	対象者が全市域に不特定におり、市の保健師等が対応するため全市域とする。
子育て短期支援事業（ショートステイ）	全市域	受け入れ施設が少数で限られているため全市域とする。
放課後児童健全育成事業	小学校区	対象児童が通学している小学校区内で利用できる状態にするため小学校区とする。

子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域（16 区域）

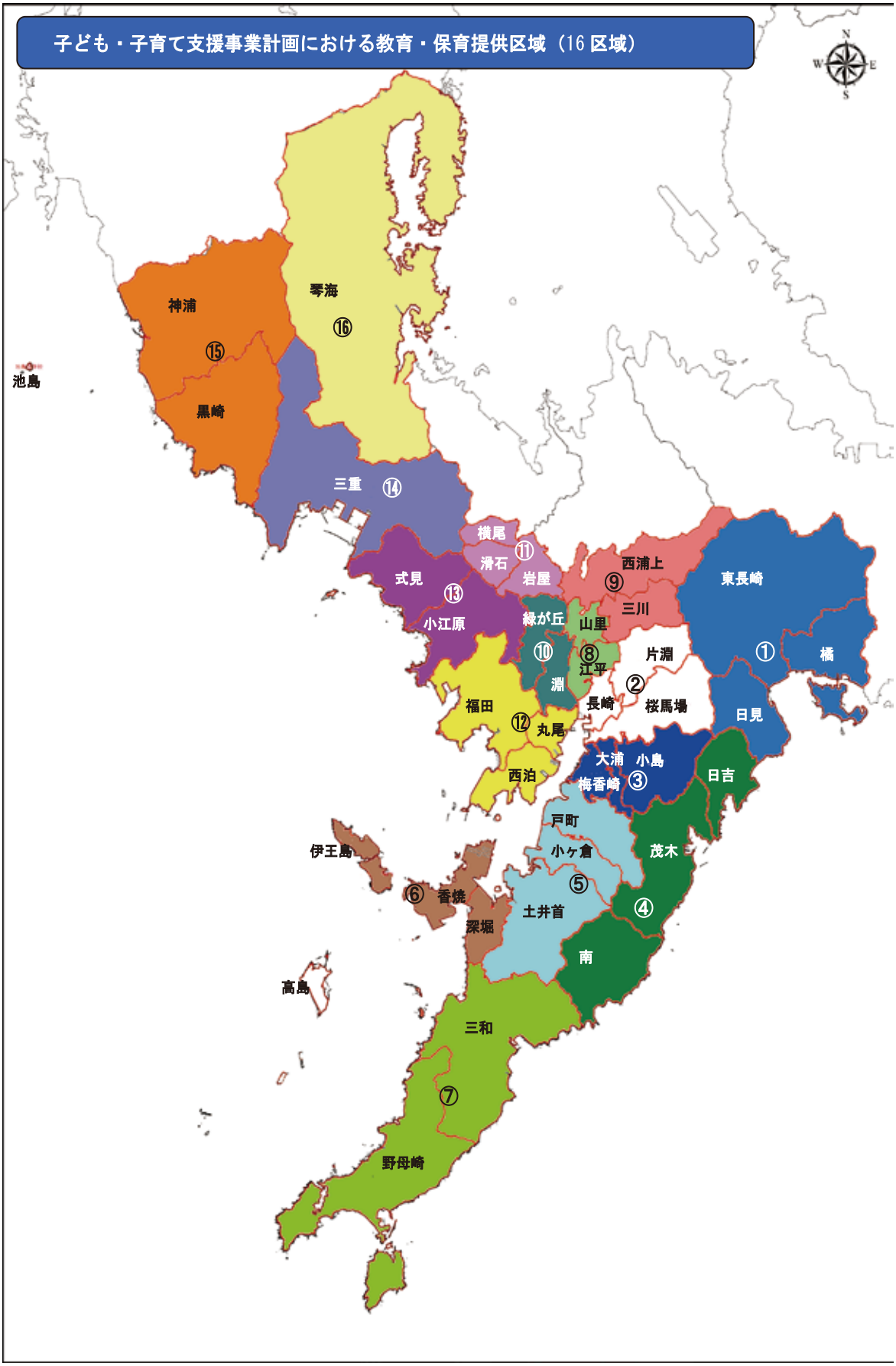

Ⅸ　計画の取組み・事業

１　幼児期の教育・保育

（１）教育・保育施設等の量の拡大

就学前児童の保護者が、希望に応じた教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）等を利用できるよう、今後の量の見込みとその確保策を定めます。

[量の見込みの考え方]

16 の区域ごとに実績による保育所の利用率とニーズ調査に基づき国が示す算出方法による利用率を比較し、高い方を平成 31 年度の保育利用率と見込み、平成 27 年度から平成 31 年度まで平均的に増加していくものとして保育の量の見込みを算出。

教育については、幼稚園の利用率の実績を基に、平成 27 年度から平成 31 年度まで平均的に低下していくものとして量の見込みを算出。

[確保策の考え方]

○　就学前児童数は、今後も減少傾向にありますが、保育ニーズは当面増加するものと見込んでおり、平成 31 年度を量の見込みのピークと想定しています。

○　保育所待機児童は、平成 27 年４月解消を実現し、その後の保育ニーズに対応できるよう量の確保を図ります。

○　平成 31 年４月には、全ての区域で定員内保育を実現できる計画として策定します。

○　確保策は既存施設の活用を基本とします。

Ⅰ　保育所の整備、定員見直し等（保育所新設を含む。）による定員増

Ⅱ　幼稚園の活用（認定こども園への移行等）

○　地域の児童数が少なく、保育所として対応できない場合や上記の確保策でも対応できない場合は、小規模保育事業等を検討します。

[認定こども園普及に係る基本的考え方]

○　認定こども園は、保護者の就労状況等によらず、柔軟に子どもを受け入れられるという特長があることから、供給を満たしている区域であっても、認定こども園への移行は今後も進めます。

○　認定こども園の類型としては、幼保連携型を中心に移行を進めますが、地域や施設の状況に応じて幼稚園型、保育所型もしくは地方裁量型への移行も進めます。

[産休・育休後の教育・保育施設等の円滑な利用の確保]

○　産休・育休明けにスムーズに教育・保育施設が利用できるよう上記の取り組みを進めます。

[新制度における認定区分と保育の必要性の認定事由]

認定区分	対象	利用できる施設等
１号認定	満３歳以上で保育の必要性がない子ども	幼稚園、認定こども園
２号認定	満３歳以上で保育の必要性がある子ども	保育所、認定こども園
３号認定	満３歳未満で保育の必要性がある子ども	保育所、認定こども園、地域型保育

保育の必要性の認定事由

① 就労	⑥ 求職活動
② 妊娠・出産	⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
③ 保護者の疾病・負傷・障害	⑧ 虐待、ＤＶ
④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	⑨ 育児休業をする際に、既に保育利用中の子どもの継続利用が必要であると認められること
⑤ 災害復旧	

[量の見込みと確保策]

長崎市合計　　（単位：人）

年度		平成27				平成28				平成29			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
A 量の見込み		3,984	5,894	598	3,294	3,962	5,935	623	3,328	3,934	5,959	619	3,366
B 確保策	特定教育・保育施設	2,058	5,496	1,041	3,050	2,738	5,695	1,070	3,093	2,583	6,122	1,165	3,346
	確認を受けない幼稚園	4,660				3,585				3,585			
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	6,718	5,496	1,041	3,050	6,323	5,695	1,070	3,093	6,168	6,122	1,165	3,346
B-A		2,734	▲398	443	▲244	2,361	▲240	447	▲235	2,234	163	546	▲20

年度		平成30				平成31			
認定区分		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1-2歳			0歳	1-2歳
A 量の見込み		3,887	5,956	626	3,409	3,887	6,029	649	3,393
B 確保策	特定教育・保育施設	2,653	6,200	1,197	3,433	2,661	6,274	1,217	3,518
	確認を受けない幼稚園	3,455				3,455			
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	6,108	6,200	1,197	3,433	6,116	6,274	1,217	3,518
B-A		2,221	244	571	24	2,229	245	568	125

※特定教育保育施設：新制度に移行するため市の確認を受けた幼稚園、保育所、認定こども園

※確認を受けない幼稚園：新制度に移行せず、市の確認を受けない幼稚園

※その他：小規模保育事業など

※確保策の数字は、利用定員

（２）教育・保育施設等の質の向上

【幼稚園教諭、保育士等への研修支援】

幼稚園教諭、保育士、保育教諭が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、合同研修開催などへの支援を行います。［幼児課］

【幼稚園教諭・保育士等の処遇改善、保育士の確保】

国や県の制度を活用し、幼稚園教諭や保育士、保育教諭の処遇改善に努めます。また、長崎県が設置している「保育士・保育所支援センター」と連携して、保育士の確保について支援します。なお、３歳児の職員配置の改善などが公定価格において加算措置として適用されることから、よりきめ細やかな保育の提供を行うために推進します。［幼児課］

【幼稚園、保育所等の運営評価】

幼稚園や保育所等の運営について、事業者による自己評価を行うとともに、第三者評価の実施についても促進します。［幼児課］

【幼稚園・保育所等と小学校の連携方策】

幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続のため、幼保小の子どもたちの交流と、職員の意見交換や合同研修の機会を設け、より緊密な幼保小連携に努めます。

また、発達について気になる子どもの継続的支援のため、小学校入学時に幼稚園・保育所が把握した特徴やかかわり方のポイントを「連絡票」により小学校へ引き継ぎ、学校生活に適応していくための支援に結びつけます。

［幼児課、子育て支援課］

【小規模保育事業と幼稚園・保育所等との連携方策】

小規模かつ０～２歳児までの事業である小規模保育事業については、保育内容の支援や卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を原則として求めるもとのし、近隣施設や公立施設による連携に努めます。［幼児課］